キッズルーム、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を 利用されている方へのお知らせ

~幼児教育・保育の無償化について~

10月1日から【幼児教育・保育の無償化】が始まります。 次の項目のすべてに当てはまる方は、キッズルーム、病児保育、 ファミリー・サポート・センター事業(一時預かりに限る)が、 無償化の対象になり、料金が返金される場合があります。

- ◆3歳児~5歳児クラスの子ども (または、区民税非課税世帯の0歳児~2歳児クラスの子ども)
- ◆お住まいの自治体から「保育の必要性」の認定を 受けている
- ◆認可保育所、幼稚園※、認定こども園を利用して いない
 - ※一定基準以上の預かり保育(平日8時間(教育時間含む。)、年間 200 日以上)を 実施している幼稚園

ご不明な点等については、下記の担当部署までお問い合せください。

お問い合せ

文京区民以外のご利用者様は、お住まいの自治体にお問い合せ下さい。

- ●キッズルーム、病児保育に関すること子育て支援課子育て支援推進担当 5803-1256
- ●ファミリー・サポート・センター事業に関すること 文京区社会福祉協議会 3812-3043
- ●保育の必要性の認定に関すること 幼児保育課 3 周和談係

幼児保育課入園相談係 5803-1190

●無償化による給付に関すること 幼児保育課施設給付・私立幼稚園係 5803-1823